

質問回答

NO.	質問	回答
1	特設LPの目標PV数はありますか？	ID保有者数2,000万以上を有するECサイトでの検証のため、一ヶ月間バナーを掲載することから、500万～1000万PVを期待しています。
2	事前調査・事後調査それぞれの目標サンプル数はありますか？	事前調査は500万～1000万、事後調査は300～500万を期待しています。
3	事後調査対象者は事前調査対象者からの抽出が理想的ですが、難易度があがります。本件では同考慮は不要と捉えていますが問題ありますか？	問題ございません。事後調査では、購入者に目的や用途、なぜ購入したのか等様々な質問によって調査をしたいと思います。
4	アンケート調査の調査項目内容・項目点数に関して貴省で想定しているものはありますか？	ヒアリングの実施で検討予定です。
5	有識者ヒヤリングとありますが、有識者の定義をお教えてください。	契約後、環境省担当官と打合せの際、説明させていただきます。
6	契約開始から業務履行期限までのスケジュールが非常にタイトなのですが、業務の上流工程（調査設計の決定や掲載商品の選定等）にやむを得ない事情で遅延が発生した場合、貴省にご相談の上、下流工程（特設サイトの設置期間等）の期間修正を行うことは可能でしょうか？	現状、修正については考えておりません。
7	仕様書等「3. (5) ヒアリングの実施」において、有識者が謝金を受領した旨の証憑は、領収書を貴省にご提出することで問題ないでしょうか？	問題ございません。
8	仕様書等「3. (6) 報告書の作成」において、報告書のボリュームがA4版100ページ程度と指定されていますが、このボリュームは必須でしょうか？下回った場合にはペナルティ等ありますか？	現状、100ページ程度は、必須と考えております。
9	契約書（案）第19条の2の第1項に登場する「甲から預託された個人情報」というのは概ねどのようなものを想定しておけばよいのでしょうか。すなわち、本契約において提供を受ける個人情報にはどのようなものがあるのかご教示ください。	本件については、特段ございませんが、「当該ページへの掲載がふさわしい商品を扱う企業への声かけ」について、環境省側でも協力させていただく場合、企業の個人情報や担当者情報について取扱いにご注意いただければと思います。
10	契約書（案）第19条の2第13項について。「本条の規定は、業務に関連して自ら取得した個人情報について、効力を有する」旨の記載がありますが、「自ら取得した個人情報」について適用がある同条の規定は、同条11項のみで認識相違ないでしょうか。	第19条の2第11項並びに13項については「自ら取得した個人情報」について適用があります。